

ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度 統合基盤システムセンタープリンタ等借入(再リース)	26 OA機器・用品	三菱HCキャピタル株式会社	11,112,498	令和3年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	令和3年度大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス	01 情報処理	株式会社オプテージ	87,652,598	令和3年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用

特名随意契約理由書

1 案件名称
令和3年度 統合基盤システムセンタープリンタ等借入（再リース）

2 契約の相手方
三菱 HC キャピタル株式会社

3 特名理由

「統合基盤システム センタープリンタ等」は、住民情報系基幹システムの再構築を目的として、平成25年度に一般競争入札により調達した機器である。現行機器は令和3年3月31日をもって契約期間を満了することとなるが、民間データセンターへの移転に伴い、印刷方式等の検討・整理を行う必要があることから、それまでの間の印刷機能の安定的な提供を目的として、令和3年4月以降も現行機器の稼働を継続させるため、継続して借り入れる必要がある。

引き続き再リースで対応することが経済的かつ合理的であることから、現在の契約相手方で日立キャピタル株式会社から社名変更した三菱 HC キャピタル株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G7）

5 担当部署
ICT戦略室 基盤担当（電話 06-6543-7113）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

セキュリティ強化対策事業における自治体情報セキュリティクラウド構築事業者は、各都道府県によって選定される。大阪府が実施した「大阪版自治体セキュリティクラウド構築等業務」の調達仕様書上、構築されたセキュリティクラウドサービスを利用するには各参加団体において大阪府が選定した受託事業者と個別に契約締結する必要がある。

株式会社オプテージ（旧ケイ・オプティコム株式会社）は大阪府によって選定された大阪版自治体情報セキュリティクラウドの構築事業者であり、大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービスを提供できる唯一の事業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令第11条第1項第2号（W2）

5 担当部署

ICT戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7122）